

THE SPECIALIST

ザ・スペシャリスト

FILE No: 004

竹内裕詞

竹内 裕詞(たけうち ゆうじ)

1966年、愛知県生まれ。85年、名古屋大学法学部入学。90年、司法試験合格。93年、愛知県弁護士会登録。97年、さくら総合法律事務所開設。2009年、名古屋大学法科大学院教授(～12年)17年、愛知県弁護士会監事



超高齢社会に突入し、さまざまな事象が社会問題化しているが、高齢者から次世代への財産や事業の承継もその一つ。最近ではスムーズなバトンタッチに有効な「家族信託」が注目されている。東海地方で家族信託の相談を多く受けている、さくら総合法律事務所(名古屋市中区錦二)の竹内裕詞弁護士に話を聞いた。

「信託」とは解説書などによれば、モノや財産を誰か信頼できる人に渡すのだが、あげるのではなくて信託として渡す。受託者は委託者が決めた目的に沿って財産などを管理・処分し、それによって得られる利益を委託者が指定した人に渡す仕組みであるがイメージがつきづらい。これを弁護士の竹内裕詞さんは次のように説明する。

「例えば、おじいさんが財産・権利を息子に渡して、施設に入っているおばあさんに毎月一〇万円を仕送りするように頼む、とか。改正前の信託法では信託銀行など以外には利用しにくかった。昔から家族信託などが当然だった英米法の国からは見れば不便で窮屈。向こうでは財産を持っている人の生活を支えたり、亡くなった後に財産を承継したり、当たり前のように行われていました。そのギャップを埋めるように向こうの使い勝手のいいノウハウを採用したのです」。

もともと文明開化で明治時代に導入され、大正時代に信託会社が流行したが、受託した会社が騙したりもして信託業法が制定され規制が厳しくなり、その結果、一般人の信託が使えなくなった。それが二〇〇六年に改正され、一般人でも可能になった。改正で、民事信託が使用しやすくなった。商事信託は従来、信託銀行などが業として行う信託。民事信託は一般人が受託者になり財産管理などを行うものでこれまででは少なかった。超高齢化社会の到来で、最近になりこの民事信託を利用した財産管理、相続対策、事業承継が注目されるようになってきた。

「同信託は信用できる人に財産などを渡すケースで営業として